

高松市・庵治町 合併協議会だより

[編集・発行] 高松市・庵治町合併協議会事務局

4号

2005.4発行

合併協定書に調印しました!

平成17年3月4日(金)に、高松市と庵治町のほか、同じく高松市と合併協議を行っている香川町・国分寺町・牟礼町・香南町の1市5町で合同合併協定調印式が行われ、香川県知事や合併協議会委員の立会いのもと、高松市長、庵治町長が合併協定書に署名、押印しました。



高松市議会、庵治町議会で合併関係議案を可決

高松市の平成17年3月定例会及び庵治町の平成17年3月臨時会において、合併関係議案が可決されました。

今後は、県議会での議決、県知事の決定、総務大臣の告示を経て、平成18年1月10日に合併が実現することになります。



調印を終え、固い握手を交わす増田高松市長・真鍋香川県知事・梶河庵治町長

平成17年3月4日（金）に、高松市・庵治町を含む1市5町の合同合併協定調印式が行われ、真鍋香川県知事をはじめ、増田香川県議会議長、合併協議会委員、1市5町の議員等が多数出席しました。

調印式では、合併協議の経過報告及び合併協定書の内容説明の後、増田高松市長と梶河庵治町長が合併協定書に署名、押印し、立会人として香川県知事が署名を行いました。

その後、香川県知事から、両市町長に合併協定書が手渡され、固い握手を交わしました。

合併協定調印式開催

平成17年3月4日（金） 午後1時30分
 全日空ホテルクレメント高松 3階 飛天の間

Q 合併協定書とは？

A 合併協定書とは、これまで協議会で確認されてきた合併協議の内容を、市長・町長が最終的に確認し、その内容に基づいて合併することについて、それぞれの議会に議案を提出する際に必要となるものです。

合併協定書には、
 基本項目（合併の方式、合併の期日、市の名称等）
 合併特例法による特例項目（議会の議員の定数及び任期の取扱い、地方税の取扱い等）
 建設計画

など、協議会で確認された52の合併協定項目の内容が掲載されています。（内容は4～15ページを参照）



真鍋香川県知事



梶河庵治町長



増田高松市長

両市町議会で合併関係議案を可決

両市町の3月議会で、「高松市および木田郡庵治町の廃置分合について」など合併関係5議案が審議され、平成17年3月23日に高松市議会では、原案のとおり可決されましたが、同日、庵治町議会では否決されました。

その後、庵治町では3月31日に改めて臨時会が招集され、再度審議された結果、原案のとおり可決されました。

可決された合併関係5議案

高松市および木田郡庵治町の廃置分合について

高松市および木田郡庵治町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

高松市および木田郡庵治町の廃置分合に伴う議会の議員の定数の特例に関する協議について

高松市および木田郡庵治町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期等の特例に関する協議について

高松市および木田郡庵治町の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議について

香川県知事へ合併申請

高松市議会と庵治町議会において、合併関係議案が可決されたことから、平成17年3月31日、高松市長、庵治町長が香川県庁を訪れ、香川県知事へ合併（廃置分合）の申請書を提出しました。

高松市・庵治町合併協議会第5回会議から第8回会議で確認・決定された事項は、次のとおりです。

第5回会議

日時 平成16年11月24日（水）
場所 高松市役所

協議第13号～第19号（確認）

- ・地方税の取扱い
- ・条例・規則等の取扱い
- ・電算システム事業
- ・広聴広報事業
- ・生活保護事業
- ・その他の事業（情報公開制度）
- ・その他の事業（外部監査制度）

第6回会議

日時 平成16年12月27日（月）
場所 庵治町役場

協議第22号～第26号（確認）

- ・消防団の取扱い
- ・国民健康保険事業の取扱い
- ・介護保険事業の取扱い
- ・人権啓発事業
- ・その他の事業（市・町民褒章制度）

第7回会議

日時 平成17年1月19日（水）
場所 高松市役所

協議第21号・第28号～第38号（確認）

- ・議会の議員の定数及び任期の取扱い
- ・一般職の職員の身分の取扱い
- ・事務組織及び機構の取扱い
- ・一部事務組合等の取扱い
- ・障害者福祉事業
- ・高齢者福祉事業
- ・保健衛生事業
- ・商工・観光関係事業
- ・交通関係事業
- ・上水道事業

- ・学校教育事業
- ・その他の事業（水問題対策）

第8回会議

日時 平成17年2月14日（月）
場所 庵治町役場

協議第20号・第39号～第54号・第27号（確認）

- ・地域審議会の取扱い
- ・コミュニティ施策
- ・児童福祉事業
- ・その他の福祉事業
- ・環境対策事業
- ・農林水産関係事業
- ・建設関係事業
- ・下水道事業
- ・消防防災関係事業
- ・社会教育事業
- ・文化振興事業
- ・その他の事業（契約制度）
- ・その他の事業（葬斎関係事業）
- ・その他の事業（女性政策）
- ・その他の事業（石のさとフェスティバル事業）
- ・合併の期日
- ・農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
- ・建設計画
- ・協議第12号（決定）
- ・合併協定書

それぞれの会議で確認された事項については、4ページ以降の「合併協定書の内容」に掲載しています。

合併協定書の内容

1 合併の方式

木田郡庵治町を廃止し、その区域を高松市に編入する。

2 合併の期日

合併の期日については、平成18年1月10日とする。

3 市の名称

市の名称については、高松市とする。

4 市の事務所の位置

市の事務所の位置については、高松市番町一丁目8番15号とする。

5 財産の取扱い

庵治町の所有する財産及び債務については、すべて高松市に引き継ぐ。

6 地域審議会の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、庵治町地域に地域審議会を設置する。

なお、地域審議会の設置に関し必

要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。（別紙は省略）

7 議会の議員の定数及び任期の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定に基づき、高松市議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙による議員の任期に相当する期間、庵治町の区域により選挙区を設ける。

8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

庵治町農業委員会については、高松市農業委員会に統合する。
庵治町農業委員会の委員で選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定に基づき1人とし、その任期については、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。

地域審議会について

合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現させるために、合併前の庵治町の区域に地域審議会を設置します。

- ・ **委員** 庵治町地域に住所を有し、選挙権を有する者15人以内(任期2年)
- ・ **設置期間** 平成18年1月10日(合併の日)~平成28年3月31日
- ・ **所掌事務** 合併後における庵治町地域のまちづくりや、建設計画の執行状況等について、市長の諮問に応じて審議し、答申し、または意見を述べる。

現在、庵治町で実施されている様々な事業や制度が、合併後どのようになるか、庵治町地域の住民生活に関わりの深いものについて、ピックアップして、お知らせします。

農業委員会の委員の定数・任期について

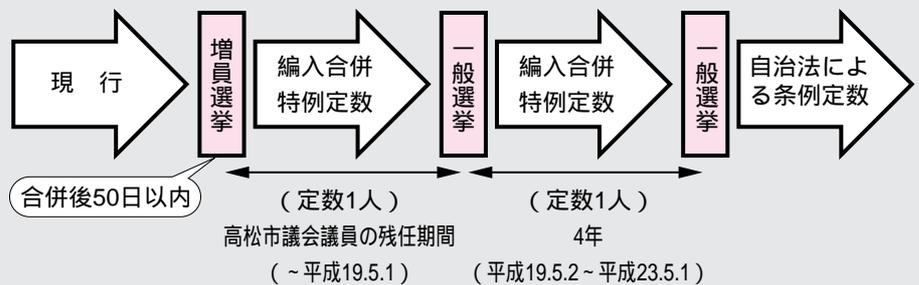
農業委員会の委員は、合併特例法の特例措置を適用し、庵治町の選挙による委員のうち1人が、高松市の委員の残任期間である平成20年7月19日まで在任します。

なお、農業委員会の委員の活動に支障が生じないよう、適切な配慮をこれから両市町で検討します。



議会の議員の定数・任期について

合併特例法の定数特例()を2回適用します。
・ **選挙区** 庵治町の区域 ・ **特例定数** 1人



合併特例法では、編入される市町村の区域から1人以上の議会の議員が確保されるよう、一定期間に限り、議会の議員の定数を増加し、編入される市町村の区域ごとに選挙区を設けて、人口に応じて増加定数を配分することが認められています。

9 地方税の取扱い

地方税については、高松市の制度に統一する。

- 1 庵治町地域に係る法人市民税、軽自動車税、入湯税及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定に基づき、次のとおり取り扱う。
 - (1) 法人市民税の均等割及び法人税割の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。
 - (2) 軽自動車税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。
 - (3) 入湯税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。
 - (4) 事業所税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。
- 2 庵治町地域に係る個人市民税の均等割の非課税基準、個人市民税及び固定資産税の納期、固定資産税の宅地の評価方法については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。
- 3 庵治町地域に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産

税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。

10 一般職の職員的身分の取扱い

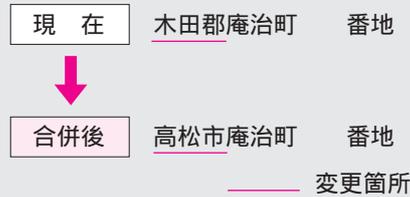
庵治町の定数内の職員については、すべて高松市の職員として引き継ぐ。職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目については、両市町の長が別に協議して定める。

11 町名・字名の取扱い

庵治町地域における町の区域及び名称については、現行のとおりとする。

住所表示について

庵治町地域の住所表示は、「木田郡」が「高松市」に変わります。



主な地方税について

税の区分		現況		合併後		
		高松市	庵治町			
法人市・町民税	均等割	制限税率(1) 6~360万円 (資本等の金額・従業者数により異なる)	標準税率 5~300万円	平成20年度までは現行のとおり 平成21年度から高松市の制度に統一		
	法人税割	法人税額の14.7%	法人税額の12.3%			
軽自動車税		制限税率 (50cc以下、ミニカーは標準税率)	標準税率 (全ての車種)			
主なもの	原動機付自転車	50cc以下	1,000円(両市町とも同じ)			
		50ccを超え90cc以下	1,300円			
	軽自動車	2輪	2,600円		2,400円	
		4輪以上	乗用自家用		7,800円	7,200円
			貨物自家用		3,400円	3,000円
事業所税	資産割(2)	事業所床面積 1㎡につき600円	課税なし			
	従業者割(3)	従業者給与総額の 100分の0.25				
納期前納付に対する報奨金 (住民税、固定資産税)		平成17年度から廃止 廃止前の制度 納期前に納付した税額× 0.5/100×納期前の月数 (交付限度額：各期ごとの 税額が10万円まで)	納期前に納付した税額× 0.5/100×納期前の月数 (交付限度額：なし)	平成17年度は現行のとおりとし、 平成18年度から廃止 ただし、固定資産税に係る報奨 金は、平成18年度から平成20 年度までは廃止前の高松市の制 度を適用し、平成21年度から廃止		

1 制限税率の上限：標準税率×1.2

2 事業所床面積1,000㎡超の事業所のみ課税

3 従業者数100人超の事業所のみ課税

12 慣行の取扱い

市章については、高松市の市章を用いる。

市民憲章については、高松市の市民憲章を用いる。

都市宣言については、高松市の都市宣言に統一する。

市木及び市花については、高松市の市木及び市花を用いる。

ただし、庵治町の町木及び町花については、庵治地区の推奨の木及び花とする。

13 事務組織及び機構の取扱い

現在の庵治町役場については、庵治町の区域を所管区域とする地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項に規定する支所とする。

庵治支所における所掌事務については、合併後における高松市としての一体性・整合性に留意するとともに、合併時において、住民の日常生活に急激な変化を来さないよう、庵治町の地域特性等を考慮した機能・サービスの確保について、合併時までに調整する。

住民生活に直接影響を及ぼさない事務及び市役所本庁事務と重複する管理部門等の事務については、合併時に本庁の適宜の部署に統合して処理する。

これらの事務組織及び機構について

では、合併後の実態を踏まえながら、全庁的組織機構のあり方を見据える中で、効率的で効果的な体制となるよう、見直し整備を行う。

14 条例・規則等の取扱い

条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。

ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。

15 特別職の職員の身分の取扱い

庵治町の特別職の職員（町長、収入役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。

16 一部事務組合等の取扱い

両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。

庵治町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの变化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行う。

土地開発公社については、高松市の制度を適用する。

消防関係について

庵治町の消防業務は、現在、讃岐地区広域消防組合（庵治町・三木町・牟礼町・塩江町・香川町・香南町の6町で構成）が行っていることから、住民サービスの变化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整することとなりました。

また、庵治町消防団は、高松市消防団に統合され、高松市消防団庵治分団になります。



慣行について



高松市の市木
黒松



庵治地区推奨の木
くすのき



高松市の市章



高松市の市花
つつじ（さつきを含む）



庵治地区推奨の花
あじさい

役場の位置づけについて

現在の庵治町役場は、高松市役所の支所になります。

支所で行う事務は、住民の日常生活に急激な変化を来さないよう、庵治町の地域特性等を考慮し、今後、両市町で協議します。



高松市役所



庵治町役場

17 附属機関等の取扱い

両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。

庵治町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時までに調整する。

18 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努める。

19 消防団の取扱い

庵治町消防団については、高松市消防団に統合する。

消防団員の報酬等については、高松市の制度に統一する。

20 使用料・手数料等の取扱い

両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。

庵治町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的、実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整する。

21 各種団体への補助金・交付金等の取扱い

各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。

ただし、庵治町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。

22 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

ただし、庵治町地域の医療給付費分に係る国民健康保険税(料)率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

主な手数料について

両市町で同種の証明等の手数料は、合併時に、高松市の手数料に統一します。

手数料名	現 況	
	高松市	庵治町
住民票(謄・抄本)の交付	350円	300円
戸籍(謄・抄本)の交付	450円	450円
印鑑登録証明	350円	300円
所得証明	350円	300円
固定資産評価証明	350円	300円

国民健康保険について

国民健康保険料(税)率等

(平成16年度)

		現 況		合 併 後
		高松市	庵治町	
医療給付費分	所得割	7.0/100	6.3/100	平成20年度までは現行のとおり 平成21年度から高松市の制度に統一
	資産割	26.9/100	30.0/100	
	均等割	29,100円	29,000円	
	平等割	24,200円	30,000円	
	限度額	530,000円	530,000円	
介護納付金分	所得割	1.5/100	0.8/100	平成17年度は現行のとおり 平成18年度から高松市の制度に統一
	資産割	5.9/100	4.0/100	
	均等割	7,000円	6,500円	
	平等割	4,300円	4,500円	
	限度額	80,000円	80,000円	
出産育児一時金		300,000円	300,000円	
葬祭費		50,000円	30,000円	



高松市の介護納付金分に係る保険料率については、平成17年度から改定されています。

国民健康保険料(税)の比較(例示)

(平成16年度)

夫婦(介護保険第2号被保険者)と子ども2人で、世帯主(介護保険第2号被保険者)の前年所得200万円、平成16年度固定資産税額5万円の場合(ただし、前年所得や固定資産税額などの条件により、安くなる場合もあります。)

区 分	現 況	
	高松市	庵治町
医療給付費分	270,900円	266,200円
介護納付金分	46,300円	32,800円
合 計	317,200円	299,000円

23 介護保険事業の取扱い

介護保険事業については、高松市の制度に統一する。

ただし、庵治町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、第3期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行うものとする。

庵治町の第1号被保険者の保険料に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

24 各種事務事業の取扱い

24 1 電算システム事業

電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。

統合に当たっては、合併時の稼働を目的とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整する。

ただし、高松市にないシステムについては、庵治町のシステムに必要な改修を加え使用するものとする。

24 2 広聴広報事業

広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。

現在、庵治町において実施している相談事業については、住民サービ

スが低下しないよう、取り扱う。

防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時までに調整する。

24 3 人権啓発事業

人権啓発事業については、高松市の制度に統一する。

ただし、庵治町におけるハンセン病に関する人権教育・啓発事業については、現行のとおり引き継ぐものとする。



ハンセン病に関する啓発講演会（庵治町）

24 4 コミュニティ施策

コミュニティ施策については、高松市の制度に統一する。

庵治町集会所については、高松市に引き継ぐ。

相談事業について

合併後は、高松市が実施している下記の相談事業を利用することができます。

ただし、現在、庵治町で実施している相談事業は、住民サービスが低下しないよう取り扱います。

相談事業

相談種別・内容		実施日
市政相談		月～金曜日
一般相談		月～金曜日
専門相談	人権法律相談	毎週月曜日
	弁護士法律相談（予約制）	毎週火曜日、第1・3木曜日
	司法書士法律相談（予約制）	第2・4木曜日
	社会保険労務士相談	毎週火曜日
	行政書士相談	第1・3金曜日
	行政相談	毎週水曜日
	税務相談	第2金曜日
	戸籍相談	第3火曜日
	緑化相談	第2・4火曜日
	環境行政相談	第4金曜日
	消費生活相談	月～金曜日
	育児相談	月～金曜日
	健康相談	月～金曜日

他に各担当部署で様々な相談を実施しています。

介護保険について

65歳以上の人の介護保険料は、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度以降は、第3期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整します。

平成17年度に介護保険事業計画の見直しを行い、平成18～20年度の介護保険料が算定されます。

介護保険料（平成15～17年度）

段階	現況	
	高松市	庵治町
1	16,200円	19,700円
2	29,100円	29,550円
3	40,400円	39,400円
4	50,500円	49,250円
5	60,600円	59,100円
6	70,700円	なし

防犯灯設置等補助について

防犯灯の設置等の補助は、合併時に高松市の制度に統一します。

区分	現況	
	高松市	庵治町
新設工事	100%補助	20,000円を限度
切替工事	100%補助	該当なし
移設工事	工事費の50%(限度額9,000円)	該当なし
補修工事	工事費の50%(限度額9,000円)	該当なし
電気料金	100%補助	自治会が負担
蛍光灯管の交換	100%補助	自治会が負担

庵治町の自治会活動支援補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。

24 5 障害者福祉事業

障害者福祉事業については、高松市の制度に統一する。

心身障害者医療費助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

24 6 高齢者福祉事業

高齢者福祉事業については、高松市の制度に統一する。

庵治町地域の高齢者生きがいデイサービス事業対象者は、合併年度及びこれに続く3年度に限り、引き続き他町のデイサービスセンターを利用できるものとする。

合併時において、庵治町が老人福祉施設整備事業で利子補給している対象事業については、現行の庵治町の利子補給利率を適用する。

庵治町地域における老人クラブ活動促進事業及びシルバー人材センター運営費補助事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

24 7 生活保護事業

生活保護事業については、高松市の制度に統一する。

24 8 児童福祉事業

児童福祉事業については、高松市の制度に統一する。

庵治町の公立保育所については、高松市の公立保育所として引き継ぐ。

庵治町の保育所の保育料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

ただし、庵治町の保育所に入所する児童の保育料のうち、負担が増加する場合には、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の保育料と同額になるよう、段階的に調整するものとする。

母子等医療費助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

乳幼児等医療費助成事業については、合併時において、庵治町に住所を有する者について、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の庵治町の制度を適用する。



庵治町保育所

24 9 その他の福祉事業

その他の福祉事業については、高松市の制度に統一する。

特定疾患者援護事業、原子爆弾被害者援護事業、介護見舞金支給事業及び福祉金等支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、庵治町地域におけるサービスの低下を招かないよう、合併時までに調整する。

緊急通報装置貸与等事業の庵治町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。庵治町地域における配食サービス事業の実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

24 10 保健衛生事業

保健衛生事業については、高松市の制度に統一する。

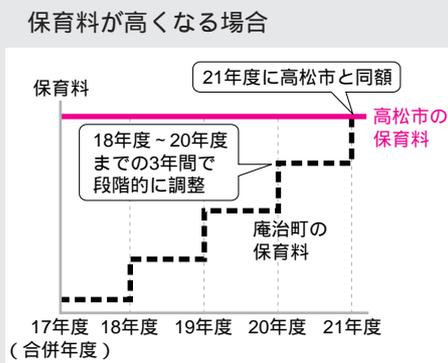
庵治町保健福祉センターについては、高松市に引き継ぐ。

ただし、併設機能の管理運営等については、合併時までに調整するものとする。

庵治町地域における1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及びことも相談の実施場所については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおりとする。

保育料について

庵治町地域の保育所の保育料は、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から高松市の制度に統一します。ただし、保育料が高くなる場合は、平成21年度に高松市の保育料と同額になるよう、段階的に調整します。



乳幼児等医療費助成について

乳幼児等医療費助成については、高松市の制度（6歳未満の乳幼児に助成）に統一します。

ただし、現在、庵治町が単独で実施している6歳から満15歳まで（15歳になった最初の3月31日まで）の助成は、平成22年度までは現行のとおりとします。



庵治町保健福祉センター

各種福祉事業について

新たに受けることのできる主な福祉サービス

事業名	サービス内容
補装具給付費用負担額助成事業	補装具の交付又は修理を受け、国の基準に定める費用を負担している者に、その費用を助成する。 補装具とは？ 身体障害者(児)の失われた部位、損傷のある部分を補い、必要な身体機能を取り戻し、又は補うために使用される補聴器、つえ、車椅子などの用具のこと
訪問入浴サービス事業	家庭内において入浴困難な寝たきりの障害者で、医師が入浴可能と認める者の家庭に巡回入浴車を派遣して入浴を支援する(入浴1回につき、生計中心者の所得に応じた費用負担あり)。
心身障害者(児)扶養共済掛金助成事業	心身障害者(児)の生活の安定を図るため、香川県心身障害者扶養共済制度の加入者のうち、特別障害者手当の所得制限を超えていない者に対して、掛金の一部を助成する。
在宅重度障害者介護見舞金支給事業	一定の要件を満たす身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・A又は精神障害者福祉手帳1級を所持する者を常時介護している者(所得要件あり)に対して、月額6千円の見舞金を支給する。
在宅寝たきり高齢者寝具乾燥等事業	65歳以上の寝たきり高齢者で、市民税非課税世帯の者に対して、寝具の乾燥消毒又は水洗いを月1回実施する(水洗いは年4回まで)。
特定疾患者援護事業	一定の要件を満たす原因が不明で治療方法が確定していない難病のうち、特定の疾患に罹患している者に対して年間1万円の援護金を支給する。
紙おむつ給付事業	一定の要件を満たす心身障害者(児)及び寝たきり高齢者等に対して、1月60枚の紙おむつを給付する。
福祉タクシー事業	障害者及び高齢者に対して、タクシー料金の一部を助成する。 ・助成対象者 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・A、常時車椅子使用者、精神障害者保健福祉手帳1・2級 65歳以上で要介護認定(要介護1～5)を受けている市民税非課税の在宅高齢者
福祉電話等貸与事業	所得税非課税で電話未所有のひとり暮らしの重度障害者、聴覚障害者、65歳以上の高齢者等に対して、電話(聴覚障害者、音声言語機能の障害者はファクシミリ)の貸与を行う。

変更になる主な福祉サービス

事業名	現 況		合併後																				
	高 松 市	庵 治 町																					
心身障害者医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 対象者 身体障害者手帳1級～4級、療育手帳A・A・B・B又は戦傷病者手帳(一定要件あり)に該当する者(所得制限なし) 助成内容 高額療養費を除く、保険診療の自己負担相当額 助成方法 現物給付(ただし、市外の病院等で受診した場合と食事代は償還給付) 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者 身体障害者手帳1級～4級、療育手帳A・A・B・B又は戦傷病者手帳の交付を受けている者(所得制限なし) 助成内容 高額療養費を除く、保険診療の自己負担相当額。 ただし、4級とBの者は半額支給 助成方法 償還給付 	平成17年度は現行のとおり 平成18年度から高松市の制度に統一																				
在宅寝たきり高齢者等介護見舞金支給事業	65歳以上の在宅寝たきり高齢者等を介護している者(所得要件等あり)に対し、月額6千円(年額で7万2千円)の見舞金を支給する。	65歳以上の在宅寝たきり高齢者等を介護している者(所得要件等あり)に対し、年額3万6千円の見舞金を支給する。	平成17年度は現行のとおり 平成18年度から高松市の制度に統一																				
第3子以降保育料減免事業	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>階層</th> <th>保育料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満児</td> <td>B～D6</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以上児</td> <td>B～D2</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>D3～D6</td> <td>1/2減免</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	階層	保育料	3歳未満児	B～D6	0円	3歳以上児	B～D2	0円	D3～D6	1/2減免	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>階層</th> <th>保育料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満児</td> <td>B～D7</td> <td>0円()</td> </tr> <tr> <td>3歳以上児</td> <td>B～D7</td> <td>減免なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>出生順位が第3位以降である3歳未満児を含む2人以上が入所している場合は、減免なし。</p>	年齢	階層	保育料	3歳未満児	B～D7	0円()	3歳以上児	B～D7	減免なし	合併時に高松市の制度に統一
年齢	階層	保育料																					
3歳未満児	B～D6	0円																					
3歳以上児	B～D2	0円																					
	D3～D6	1/2減免																					
年齢	階層	保育料																					
3歳未満児	B～D7	0円()																					
3歳以上児	B～D7	減免なし																					

24 11 環境対策事業

環境対策事業については、高松市の制度に統一する。

庵治町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。

衛生組織団体活動推進事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

庵治町のし尿中継用貯留施設については、継続して使用する。

庵治町地域のごみの収集方法等については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。



ごみの収集（庵治町）

庵治町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、庵治町地域において、使用できるものとする。

ごみ処理事業（手数料）に係る庵治町地域の家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、臨時・粗大ごみ、資源ごみ、動物の死体及び自己搬入手数料については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。

24 12 商工・観光関係事業

商工・観光関係事業については、高松市の制度に統一する。

庵治町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとし、協同組合庵治石振興会の事業補助については、現行のとおり実施する。

庵治町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行う。

庵治町の観光施設等については、高松市に引き継ぐ。

香川県からの国立公園清掃活動事業（御殿山園地）の受託については、高松市に引き継ぐ。

観光イベントについて

庵治町が実施している観光イベント（ふれあい祭り庵治）への補助は、合併後も継続して行われます。



ふれあい祭り庵治と皇子神社の夏まつり



太鼓の鼻オートキャンプ場（庵治町）

ごみの収集について

庵治町地域のごみの出し方（分別）、収集方法等については、平成19年度までは現行のとおりとし、平成20年度から高松市の制度に統一します。

ごみ袋については、合併時に高松市が指定するごみ袋に統一します。

なお、現在、庵治町で使用している町指定のごみ袋は、平成19年度までは、庵治町地域において引き続き使用できます。

庵治町のごみを出す場所（ごみステーション）は、今までと変わりません。

ごみ袋料金（1枚当たり）

高松市	庵治町
可燃・破砕ともに	可燃 20ℓ 15円
	30ℓ 20円
	45ℓ 30円
	破砕 45ℓ 30円
40ℓ 40円	

高松市の指定収集袋は、下のシールが掲示された指定収集袋取扱店で購入できます。



24 13 農林水産関係事業

農林水産関係事業については、高松市の制度に統一する。

庵治町の林道については、高松市の林道として引き継ぐ。

庵治町の農林施設については、高松市に引き継ぐ。

庵治町で実施している「新春あじっ子市場事業」については、現行のとおり実施する。

庵治町の地籍調査事業については、高松市に引き継ぐ。

庵治町の重要稚仔放流事業、栽培漁業推進事業、養殖漁場整備事業、漁業協同組合等経営基盤強化対策利子補給等事業及び漁業近代化資金利子助成事業については、現行のとおりとする。

東讃地域マリノベーシオン推進協議会については、高松市において、引き続き加入する。



新春あじっ子市場（庵治町）

庵治町が実施している景観作物推進事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施する。

24 14 建設関係事業

建設関係事業については、高松市の制度に統一する。

庵治町の漁港管理事業については、現行のとおりとする。

ただし、電柱等に係る漁港施設占用料については、合併時までに調整するものとする。

庵治町の港湾施設占用料及び使用料については、現行のとおりとする。

水防対策に係る庵治町住民への周知方法については、現行のとおり継続する。

庵治町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。

庵治町の準用河川については、高松市の準用河川として引き継ぐ。

庵治町の町営住宅については、高松市の市営住宅として引き継ぐものとし、住宅使用料については、現家賃との格差が生じないよう、調整するものとする。

合併時において、庵治町地域における継続中の道路新設改良事業の土地の買収単価については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。

庵治町地域の河川占用料等につい

ては、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

24 15 交通関係事業

交通関係事業については、高松市の制度に統一する。

ただし、街頭交通指導の実施方法等については、庵治町地域の交通安全活動の低下を来さないよう、合併時までに調整するものとする。

庵治町地域における交通傷害保障の保険期間については、合併時までに調整する。

庵治町地域におけるチャイルドシート助成については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。

チャイルドシート助成について

庵治町地域のチャイルドシートの助成は、平成20年度までは、現行のとおり実施します。

助成額

6歳未満の乳幼児1人につき

5,000円以内



漁港・港湾施設について

庵治町地域の漁港施設占用料や港湾施設占用料等は、現行のとおりです。

なお、今後、漁港や港湾を取り巻く環境の変化などを踏まえ、望ましいあり方について、適切な検討を行います。



庵治漁港



24 16 上水道事業

24 16 上水道事業
 庵治町の下水道事業については、高松市の下水道事業に統合する。

水道料金、給水装置新設等負担金、手数料及びその他上水道事業に係る事務等については、高松市の制度に統一する。

ただし、庵治町地域において、1か月の水道料金が増加するものについては、合併後4年目において、高松市の水道料金と同額になるよう、段階的に調整するものとする。

24 17 下水道事業

24 17 下水道事業
 下水道事業については、高松市の制度に統一する。

庵治町の公共下水道事業については、高松市の事業として引き継ぐ。

水洗便所改造資金支援制度により、庵治町で合併時までに融資をあつせんされた者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の庵治町の制度を適用する。

庵治町地域における合併処理浄化槽設置に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

庵治町の排水設備設置助成の取扱いについては、合併時までに調整する。

24 18 消防防災関係事業

24 18 消防防災関係事業
 消防防災関係事業については、高松市の制度に統一する。

庵治町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用する。



防災行政無線のスピーカー（庵治町）

水道料金について

水道料金は、合併時に高松市の料金に統一します。

庵治町の水道の約87%を占めるメーター口径13mmの場合、全体の54.4%は安くなります。ただし、水道料金が高くなるものについては、合併後4年目に高松市の料金と同額になるよう、段階的に調整します。

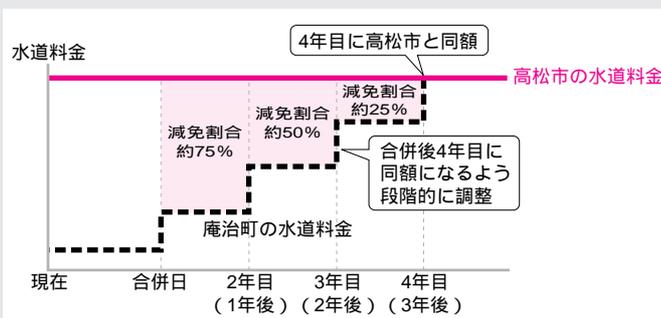
なお、現在、庵治町地域の水道料金は、検針・請求ともに月1回ですが、合併後は、隔月で検針し、2か月ごとの請求となります。

水道料金

一般用	1か月の使用水量 (m ³)	高松市 (円)	庵治町 (円)	差額 (円)
メーター口径13mmの場合	0	1,050	1,470	420
	10	1,470	1,470	0
	15	2,152	2,250	98
	20	2,835	3,040	205
	25	3,885	3,830	55
	30	4,935	4,620	315
	50	9,135	7,770	1,365
	100	19,635	15,640	3,995

は、庵治町の平均使用水量

1か月の水道料金が高くなる場合



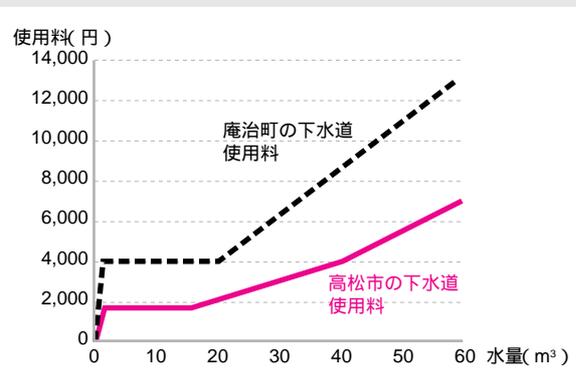
下水道使用料等について

下水道使用料と受益者負担金は、合併時に高松市の制度に統一します。

下水道使用料等

区分	現況	
	高松市	庵治町
平均下水道使用料 (月額)	1,874円	3,860円
受益者負担金	150円 / m ²	350円 / m ² + 1画地当たり135,000円

下水道使用料の比較



24 19 学校教育事業

学校教育事業については、高松市の制度に統一する。

庵治町の公立学校については、高松市の公立学校として引き継ぐ。

庵治町で実施しているスクールパスの運行については、現行のとおり引き継ぐ。

庵治町地域の学校給食については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

庵治町地域の学校給食及び幼稚園給食については、庵治学校給食センターにおいて実施する。

庵治町地域における幼稚園授業料の納付方法等については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

庵治町の小学校入学記念児童作品製作については、現行のとおり実施する。

庵治町地域の奨学制度等の支援制度については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

庵治町地域における小学校の学校行事及び町合唱コンクール参加補助については、現行のとおりとし、中学校新人・総合体育大会及び香川県音楽発表会参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、

現行のとおりとする。

庵治町地域における英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとし、中学校の常勤講師配置については、現行のとおりとする。

庵治町地域における幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の授業料と同額になるよう、段階的に調整する。



小学校入学記念児童作品（庵治町）

24 20 社会教育事業

社会教育事業については、高松市の制度に統一する。

庵治町地域で実施している子ども健全育成に係る共催事業については、地域の自主活動事業とする。

庵治町の放課後留守家庭児童会については、高松市の放課後留守家庭児童会として引き継ぐ。

庵治町の放課後留守家庭児童会の利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

ただし、保護者負担については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において、高松市と同額になるよう、段階的に調整するものとする。

庵治町の公民館については、高松市に引き継ぐ。

庵治町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時までには調整する。

「ファミリーマラソン in Aji」及び「こどもマリンスポーツ交流事業」については、現行のとおり継続する。

庵治町地域の開放学校体育施設及び開放時間については、現行のとおりとする。



ファミリーマラソン in Aji（庵治町）

学校教育事業・社会教育事業について

区 分	合 併 後
スクールバスの運行	今までどおり運行されます。
学校・幼稚園給食の調理	庵治学校給食センターで、現行のとおり実施します。
幼稚園の授業料	平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から平成20年度までの3年間で、段階的に調整し、平成21年度からは、高松市と同額になります。
スポーツイベント	「ファミリーマラソン in Aji」と「こどもマリンスポーツ交流事業」については、引き続き実施します。
体育施設の減免措置	平成20年度までは、現在の減免制度が適用されます。
子ども会組織・体育協会・スポーツ少年団への補助	平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から平成20年度までの3年間で、段階的に調整し、平成21年度からは、高松市の制度に統一します。



庵治町体育センター

庵治町地域の体育施設の利用時間については、現行のとおりとし、使用料については、現行の町内在住者の使用料に統一する。

庵治町地域の体育施設の減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

庵治町の子ども会活動の促進及びPTA活動の促進については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

庵治町地域における子ども会組織への補助、体育協会及びスポーツ少年団への補助については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整する。

24 21 文化振興事業

文化振興事業については、高松市の制度に統一する。

庵治町の地域振興館（仮称）については、高松市に引き継ぐ。

石のさとフェスティバル事業については、高松市において、引き続き実施する。



石のさとフェスティバル（庵治町）



24 22 その他の事業

外部監査制度については、高松市の制度を適用する。

市・町民褒章制度

市・町民褒章制度については、高松市の制度に統一する。

ただし、庵治町の名誉町民については、庵治地区の名誉町民として継承するものとする。

情報公開制度

情報公開制度については、高松市の制度を適用する。

水問題対策

水問題対策については、高松市の制度を適用する。

契約制度

契約制度については、高松市の制度に統一する。

女性政策

女性政策については、高松市の制度に統一する。

ただし、庵治町地域の女性団体に対する補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。

葬斎関係事業

葬斎関係事業については、高松市の制度に統一する。

庵治町営斎場については、高松市に引き継ぐものとし、施設使用料等

葬斎関係事業について

市・町民葬儀は、高松市の種類と料金に統一します。

ただし、高松市と庵治町では、市・町民葬儀の料金に大きな差があることから、利用者の負担増については、合併時までに調整します。

なお、庵治町営墓地の永代使用料は、今までと変わりません。

市・町民葬儀

種類	高松市 (市民葬儀)	種類	庵治町 (町民葬儀)
A型	230,000円	菊	150,000円
B型	130,000円	蓮華	100,000円
		百合	70,000円



25 建設計画

建設計画については、別冊のとおり定める。（16～19ページ参照）

については、住民サービスに大きな変化を来さないことを基本に、合併時までに調整する。

市・町民葬儀の利用者への負担増に対する対応については、合併時までに調整する。

庵治町営墓地の永代使用料については、現行のとおりとする。

高松市と庵治町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）

1 合併の考え方

1. 生活圏の広域化への対応

住民の生活圏の拡大
公共サービス受益・負担の不均衡
広域的まちづくりニーズの拡大

効率的な投資と均一的な公共サービス
実現のための広域的・一体的・総合的
な施策の展開

2. 少子高齢社会への対応

自治体財政の圧迫（収入減と負担増）

行政コストの縮減と住民ニーズに対応
した合理的な行政組織の再構築

3. 自治能力の強化

求められる地方分権、住民自治・住民
ニーズの多様化への対応力
厳しい財政状況下における自助努力

地方分権時代にふさわしい自治能力を
築く行財政基盤・体制の充実強化

4. 緊密なつながりを踏まえた対応

自然・歴史・社会経済の一体性
一体的な広域行政展開の蓄積

緊密な連携を踏まえた一体的な新しい
まちづくりへのステップアップ

高松市と
庵治町の
合併

2 高松市と庵治町の合併によるまちづくり

(1) 合併による新しいまちづくりの理念

これまでの両市町のまちづくりの歩みを尊重し、地理的条件、都市機能や産業基盤、多様な地域資源や地域特性を生かしながら、地域全体の魅力や個性を一層高め、豊かで持続的発展が可能な地域社会、文化的で快適な生活が営める都市の創造を目指します。

また、みずからの判断と責任で、まちづくりを実践できる自立性の高い自治体を目指します。

このため、合併により、行財政基盤の充実強化を図り、一体的、効率的な行政を進め、多様化、高度化する住民ニーズや社会経済環境の変化に適切に対応した住民サービスと住民福祉の一層の向上を図ります。

(2) 庵治町地域のまちづくり

～豊かな自然と特徴ある地域産業を生かし、創造的生活を育てる海の交流拠点ゾーン～

庵治町地域の役割と機能

1 瀬戸内海を活用した 交流拠点機能

観光・交流機能の整備と受け入れ態勢の形成により、瀬戸内海を活用した広域的交流拠点としての役割を担うことが期待される地域

2 地域の活力を育てる 文化・芸術機能

庵治石の産地で、優れた石材加工技術が受け継がれ、身近に芸術に触れることができる地域特有の財産を積極的に活用していく地域

3 自然と共生する やすらぎ機能

人々の心にうるおいとやすらぎを与えるとともに、海や自然を舞台としたレクリエーションや保養の場を提供し、快適な生活空間を提供するやすらぎ機能を有する地域

3 庵治町地域の5つのまちづくりの基本目標と基本方針

(1) “連帯”のまちづくり ~保健・医療・福祉の充実した心身ともに健康に暮らせるまちの実現~

施策の方向	施策項目	重点取組み事項
高齢者・障害者にやさしいまちづくり	地域福祉の充実	
	施設福祉・在宅福祉サービスの充実	保健福祉センターの機能の活用
	社会参加の促進	シルバー人材センターの機能充実等の支援、世代間交流の促進
	地域社会のバリアフリー化の促進	
保健と医療の充実したまちづくり	健康づくりの推進	保健・医療・福祉の連携
	地域医療体制の充実	救急医療ネットワークの強化
子どもたちを健やかに育てるまちづくり	保育サービスの充実	保育所の機能拡充、特別保育の拡充
	子育て支援サービスの充実	
基本的人権を尊重するまちづくり	人権尊重社会の実現	
	ハンセン病に対する差別や偏見の解消	大島青松園入所者との交流の促進
	男女共同参画社会の実現	

(2) “循環”のまちづくり ~自然を守り、生かした、自然と共生するまちの実現~

施策の方向	施策項目	重点取組み事項
自然環境の保全と共生に基づくまちづくり	海岸・河川の保全と活用	海岸・河川の美化と水質浄化、親水空間の整備
	森林の保全と活用	住民参加による里山の保全と活用
水資源を大切にすまちづくり	上水道等の整備	上水道施設整備事業、上水道施設監視システム設置事業
	節水対策の推進	
	下水道等の整備	特定環境保全公共下水道事業、合併処理浄化槽の設置促進
リサイクル型社会を構築するまちづくり	環境衛生の充実	ごみの減量化・資源化の推進、不法投棄監視体制の充実
	地域環境の保全	ISO14001推進事業
自然景観と親しむ快適なまちづくり	公園・緑地・遊歩道の整備	パイロット地区整備事業

(3) “連携”のまちづくり ~安全・安心な生活環境のもと、うるおい、ゆとり、文化、生活の豊かさを創造するまちの実現~

施策の方向	施策項目	重点取組み事項
安全で安心して生活できるまちづくり	自然災害対策の推進	汐入川上流ポンプ場建設事業、大島海岸防災事業（香川県）
	消防・防災体制の整備	自治防災組織の充実強化、避難所及びアクセス道路の整備、地域防災無線システム構築事業、消防・救急無線デジタル化整備事業、携帯電話等緊急通報システム整備事業、消防緊急情報システム整備事業
	防犯対策の充実	防犯灯などの整備促進
	交通安全対策の充実	生活道路環境の整備
人材を育み、人々がいきいきと元気に暮らせるまちづくり	家庭教育の充実	
	学校教育の充実	
	教育環境の整備	幼稚園、小・中学校施設の整備、教育情報通信ネットワークシステム整備事業、園児・児童の安全対策事業
	生涯学習・生涯スポーツの充実	まなびCANインターネット塾整備運営事業、図書館の充実（移動図書館巡回事業など）
生活の豊かさを実感できるまちづくり	地域情報化の推進	新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業
	電子市役所の構築	「電子市役所」構築事業、戸籍事務の電算化事業
歴史と伝統文化を生かしたまちづくり	芸術文化の育成と交流の促進	石のさとフェスティバルの開催、歴史資料館常設展示内容の変更
	歴史と文化の保存・継承	

(4) “交流”のまちづくり ~ 豊かな交流資源を生かした活気あふれるまちの実現 ~

施策の方向	施策項目	重点取り組み事項	
魅力ある観光・交流を育てるまちづくり	海の交流拠点の形成	海洋性観光・交流の促進	
	観光・交流イベントの充実	石のさとフェスティバルなどイベントの開催	
時代の変化に応える産業を育てるまちづくり	農業の振興		
	水産業の振興		
	石材産業の振興	石材のブランド化、高付加価値化の促進	
	商工業の振興		
	コミュニティビジネス等の振興		
広域的な交流を育てるまちづくり	地域間交流の促進	ファミリーマラソンin Ajiなどイベントの開催	
	国際交流の促進と人材育成		
利便性の高い交流基盤に支えられたまちづくり	道路の整備	県道等整備	県道高松牟礼線（香川県） 上記のほか 県道木田郡北部ルート（仮称）構想の検討（香川県）
		市道等整備	丸山湯谷線、湯谷循環線、竹居線など
	公共交通の整備		

(5) “参加”のまちづくり ~ 住民一人ひとりが参画するまちの実現 ~

施策の方向	施策項目	重点取り組み事項
行財政運営基盤の充実強化を目指すまちづくり	行財政運営の効率化と支所等の機能整備	支所機能の整備、簡素で効率的な行財政システムの構築
心ふれあうコミュニティ形成を基礎としたまちづくり	コミュニティ活動の支援	コミュニティ活動拠点の充実整備
住民と行政のパートナーシップに基づくまちづくり	住民との協働の推進	庵治地区地域審議会の開催
	情報公開の推進	

映画「世界の中心で、愛をさけぶ」のロケ地（庵治町）



桜八幡神社 宮の下橋



王の下沖防波堤



皇子神社のブランコ

4 新しい高松市の都市づくり

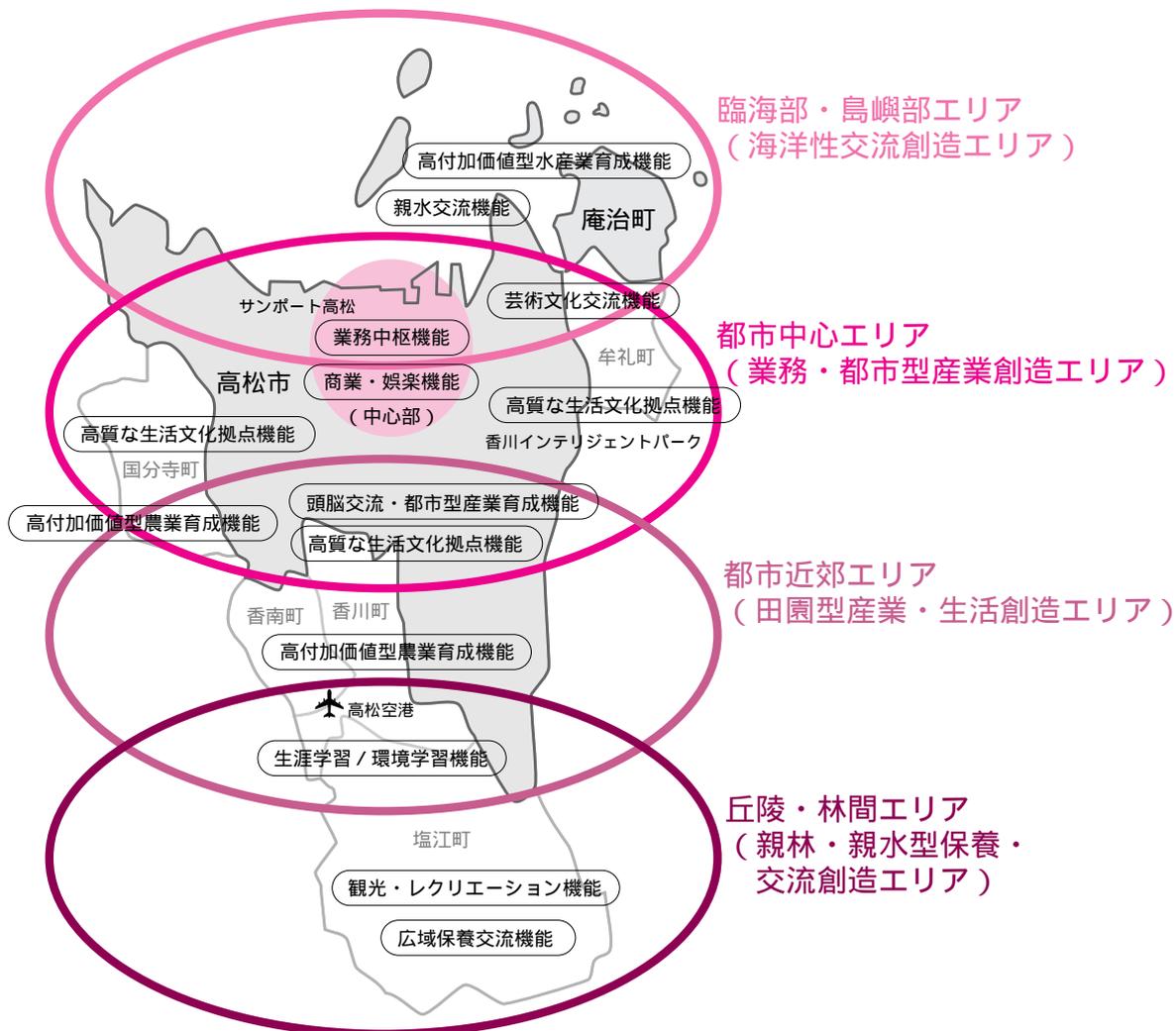
将来構想を展望した都市づくりの方向

- 道州制における州都機能の確保を視野に入れた中枢性、拠点性を発揮できる都市づくり
- 市民が住みやすく、いつまでも住み続けたいと思える都市づくり
- 地域の特性、特色を生かし、地域バランスに配慮した都市づくり
- 多様で幅広い交流を展開する都市づくり
- 新しい時代をリードし、地域発展を支える産業を育てる都市づくり
- 地域みずからが主体的に取り組む自立した都市づくり

5 将来都市構想における望ましい都市像

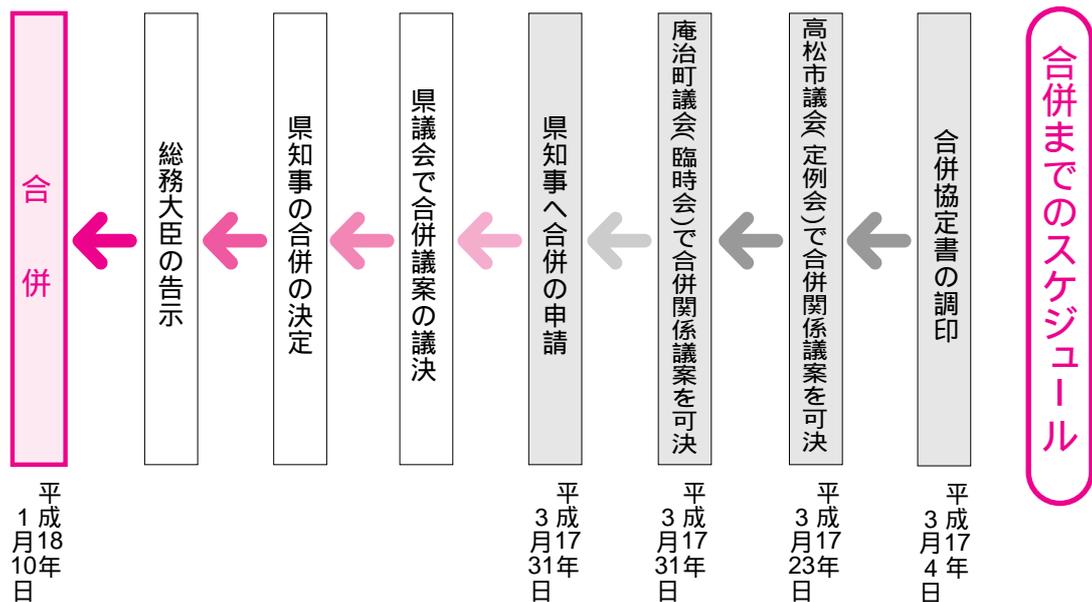
21世紀の四国の州都を展望した
 風格ある環瀬戸内海圏の中枢・中核拠点都市 / グレーター高松の創造
 - 海・街・山と 人が融け合う 元気なまち・高松 -

6 エリア別の機能整備（まちづくり）のイメージ図



高松市・庵治町の合併への主な取組経過

年 月 日	内 容
平成16年 5月 7日	庵治町議会が合併協議会設置議案を可決
5月14日	高松市議会が合併協議会設置議案を可決
6月 1日	高松市長・庵治町長が合併協議会規約に関する協議書に調印 高松市・庵治町合併協議会を設置
6月 2日	第1回会議 開催
7月 2日	第2回会議 開催
8月23日	第3回会議 開催
9月 2日・3日	建設計画作成に当たっての住民懇談会の開催
10月18日	香川県が庵治町を合併重点支援地域に追加指定
10月22日	第4回会議 開催
11月24日	第5回会議 開催
12月27日	第6回会議 開催
平成17年 1月19日	第7回会議 開催
1月28日～30日、 2月10日	庵治町が住民説明会を開催
2月 9日	建設計画についての県との協議が調う
2月14日	第8回会議 開催（すべての合併協定項目を確認）
3月 4日	合併協定調印式を開催
3月23日	高松市議会が3月定例会において合併関係議案を可決 庵治町議会が3月定例会において合併関係議案を否決
3月31日	庵治町議会が臨時会において合併関係議案を可決 香川県知事へ合併申請



編集・発行

高松市・庵治町合併協議会事務局

〒760 - 8571 高松市番町一丁目8番15号(高松市役所6F)

TEL(087)839 - 2121 FAX(087)839 - 2125

ホームページアドレス <http://www.takamatsu-aji.jp>メールアドレス s0856@city.takamatsu.lg.jp

事務局からのお知らせ

会議資料等の閲覧について

合併協議会事務局と高松市役所、庵治町役場のほかホームページでも会議資料や会議録をごらんいただけます。